

## 令和2年度 神奈川県私立高校生等奨学給付金のお知らせ 【家計急変世帯対象給付（7～12月申請分）】

- ・神奈川県では、私立高校生等の保護者の授業料以外の教育費の負担を軽減するため、返済不要の「高校生等奨学給付金」を支給しています。
- ・令和2年度は新型コロナウイルス感染症に係る影響を踏まえ、保護者の失職等により**家計が急変した高校生等への支援が可能**になりました。
- ・**家計急変後、1年間の世帯の年収見込が「都道府県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯」に相当すると認められる世帯に対して**、給付を行います。
- ・令和2年度の都道府県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯、または令和2年7月1日現在、対象となる高校生等が生活保護（生業扶助）を受給している世帯は**通常申請でお申込みください**。

神奈川県のHPからも詳しい内容が確認できます

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhisen/syougakukyuhukinn.html>

※保護者…保護者とは、原則、親権者をいいます。親権者が不在の場合は、神奈川県または学校にお問い合わせください。

### 対象となる世帯

家計急変による経済的理由から、保護者等全員の年収見込が「**都道府県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯**」に相当すると認められる世帯

#### <都道府県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯に相当する年収見込の例>

※この例に該当しない場合はお問合せください。

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人
①年収見込 (自営業)	1,250,000円以下	1,370,000円以下	1,720,000円以下	2,070,000円以下	2,420,000円以下
②年収見込 (給与所得者)	2,042,857円未満	2,214,286円未満	2,714,286円未満	3,214,286円未満	3,700,000円未満

- 自営業の場合は、家計急変後、1年間の年収見込（売上－必要経費）が①に該当すること。
- 給与所得者の場合は、家計急変後、1年間の年収見込（交通費手当を除く給与収入）が②に該当すること。

### 支給の条件

- ① 基準日※現在、
- ・保護者等が神奈川県内に在住していること
  - ・生徒が高等学校等に在籍していること
  - ・生徒が高等学校等就学支援金、学び直し支援金、または専攻科支援金の受給資格を有していること

#### ※基準日

令和2年6月30日までに家計が急変した場合は、令和2年7月1日が基準日となります。

令和2年7月1日以降に家計が急変した場合は、家計が急変した月の翌月（家計が急変した日が月の初日である場合は、家計が急変した月）の1日が基準日となります。

- ② 授業料以外の学校への納付金（施設整備費、PTA会費、生徒会費など）に未済がないこと  
（未済がある場合は、奨学給付金を未済に充てる旨の委任状の提出が必要です。）

## 支給額

世帯区分		支給額（年額）		
		全日制・定時制	通信制	専攻科
都道府県民税・ 市町村民税 非課税相当世帯	1人目の高校生等	103,500円	38,100円	38,100円
	2人目の高校生等	138,000円		

申請する高校生等以外に、15歳以上（中学生を除く。）23歳未満の申請者に扶養されている兄弟姉妹がいる場合は、138,000円の支給額になります。

ただし、複数の高校生等がいる場合には、1人目の高校生等は103,500円、2人目以降の高校生等は138,000円の支給額になります。（通信制又は専攻科の高等学校等に通う高校生がいる場合には、兄弟の順番にかかわらず、通信制又は専攻科の学校に通う高校生等は38,100円、通信制又は専攻科以外の学校に通う高校生等は138,000円の支給額となります。）

7月以降に家計急変した場合は、基準日以降の月数に応じた月割額になります。

## 提出期限・提出先

提出期限 **令和2年7月7日（火）～12月10日（木）**

提出先 本校 事務室

## 支給時期

**令和2年11月末頃～令和3年2月末頃**を予定しています。

- 申請された時期により支給時期は異なります。  
期限までに申請されても書類に不備があった場合等は、支給日が遅れますのでご注意ください。